

新座市民総合体育館明LED化ESCO事業提案選定要領

新座市民総合体育館照明LED化ESCO事業提案の審査は、次のとおり行う。なお、これまでに公表している新座市民総合体育館照明LED化ESCO事業提案募集要項（以下「募集要項」という。）等の内容と相違がある場合は、本提案審査要領の規定が優先する。

1 提案の審査及び選定

(1) 応募資格の確認

募集要項等により、参加表明した応募者の応募資格要件を確認する。なお、文書によるESCO提案書の提出要請は行わず、参加表明書及び必要書類を事務局に提出し、受理された時点で提出要請がなされたものとする。

(2) 最優秀提案及び優秀提案の選定

応募者から提出されたESCO提案書の中から最優秀提案1件及び優秀提案数件をそれぞれ選定する。

審査の結果については、原則文書で通知するものとし、電話等による問合せには応じない。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

2 ESCO提案書の審査

市は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」等について、総合的にESCO提案書の審査を行う。

(1) 応募者から提出されたESCO提案書を基に、企業概要、技術面、事業管理面、財務状況、事業実績等から、次の事項を重視して、提案内容の実行能力を「表 ESCO提案審査評価項目」により審査する。

ア ESCOサービス契約期間中における電気料金及び維持管理費の削減保証額が高いこと。

イ ESCOサービス契約期間中における各年の市の保証利益総額が大きいこと。

ウ 経営状況が信頼できること。

エ 収支計画に妥当性があり、信頼できること。

オ 10年間の温室効果ガス排出量の削減効果が高いこと。

カ ESCO事業の実績があること。または、精通していること。

キ 技術提案に具体性及び妥当性があること。

ク 提案内容に先端性や独自性、特殊なノウハウが含まれること。

- ケ LED照明器具への改修本数が多いこと。
- コ 既存LED照明器具の更新、維持管理等に配慮があること。
- サ 維持管理、計測・検証方法及び運転管理方法の提案に具体性及び妥当性があること。
- シ 提案内容が全体としてバランスが優れ、分かりやすいこと。

- (2) 審査の結果により、総合得点の最も大きい提案をした最優秀提案者を優先交渉権者とする。その他、上位数社を次選交渉権者として順位を付して選出する。
- (3) 審査の過程において、提出されたESCO提案書の内容について応募者にヒアリングの機会を求めることがある（ヒアリングを実施する場合、その詳細については、別途通知する。）。

3 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限内に提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 募集要項等に違反すると認められる場合
- (5) 他の応募者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (6) ESCO契約期間において、ESCO事業者の利益総額が赤字となり、ESCO事業が成立しない提案をした場合

表 E S C O提案審査評価項目

	評価項目	採点基準	点数	係数	評定点	備考
1	E S C Oサービス契約期間中における電気料金及び維持管理費の削減保証額が高いこと。	5：高い 4：やや高い 3：中程度である 2：やや低い 1：低い		4		削減保証額が E S C O サービス料の額を下回っている場合は失格
2	E S C Oサービス契約期間中における各年の市の保証利益総額が大きいこと。	5：大きい 4：やや大きい 3：中程度である 2：やや少ない 1：少ない		4		
3	経営状況が信頼できること。	5：信頼性が高い 4：信頼性がやや高い 3：中程度である 2：やや信頼性が低い 1：信頼性が低い		3		
4	収支計画に妥当性があり、信頼できること。	5：信頼性が高い 4：信頼性がやや高い 3：中程度である 2：やや信頼性が低い 1：信頼性が低い		4		
5	10年間の温室効果ガス排出量の削減効果が高いこと。	5：高い 4：やや高い 3：中程度である 2：やや低い 1：低い		5		
6	E S C O事業の実績があること。または、精通していること。	5：大いにある 4：やや大である 3：中程度である 2：やや足りない 1：足りない		3		
7	技術提案に具体性及び妥当性があること。	5：大いにある 4：やや大である 3：中程度である 2：やや足りない 1：足りない		4		
8	提案内容に先端性や独自性、特殊なノウハウが含まれること。	5：大いにある 4：やや大である 3：中程度である 2：やや足りない 1：足りない		4		
9	L E D照明器具への改修本数が多いこと。	5：多い 4：やや多い 3：中程度である 2：やや少ない 1：少ない		5		誘導灯や非常灯も改修本数として数える。
10	既存L E D照明器具の更新、維持管理等に配慮があること。	5：大いにある 4：やや大である 3：中程度である 2：やや足りない 1：足りない		4		
11	維持管理、計測・検証方法及び運転管理方法の提案に具体性及び妥当性があること。	5：大いにある 4：やや大である 3：中程度である 2：やや足りない 1：足りない		3		
12	提案内容が全体としてバランスが優れ、分かりやすいこと。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度である 2：やや悪い 1：悪い		3		
評定点合計（230点満点）						